

地方獣医師会事務局 御中

平素は大変お世話になっております。

農林水産省生産局畜産部畜産振興課より情報提供がありましたのでお知らせします。

別添のとおり、以下の省令・様式について押印廃止等を措置する省令が12月21日付けで施行されました。

【対象省令・様式】

○家畜改良増殖法施行規則

別記様式第1～別記様式第3号、別記様式第5号～別記様式第12号、別記様式第14号～別記様式第23号、別記様式第25号～第27号、別記様式第30号、別記様式第31号

○牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令

別記様式第1号、別記様式第2号

畜産振興課が所管する箇所のみ抜き出した省令及び改正後の様式のPDFを添付します。

なお、附則にもあるとおり、

○施行前の様式により既に使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなされるところと、

○施行の際既にある旧様式の用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができることとされております。

適宜提出先の都道府県の整理に従って提出するようお願いいたします。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

(参考)

[インターネット版官報 \(npb.go.jp\)](http://npb.go.jp) ※無料閲覧期限あり

蓑島 千晶 (Chiaki Minoshima)

公益社団法人 日本獣医師会

Japan Veterinary Medical Association

Tel:03-3475-1601/Fax:03-3475-1604

港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

From: 大久保 翠 [mailto:midori_okubo420@maff.go.jp]

Sent: Tuesday, December 22, 2020 4:03 PM

To: 'koga@nichiju.or.jp' <koga@nichiju.or.jp>

Subject: (共有) 押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令について

獣医師会事務局 古賀様 ← 畜産振興課 大久保 (83130)

お世話になっております。

以下の当課所管の省令の様式について、

押印廃止等を措置する省令が昨日付けで公布・施行となっておりますので、

その旨貴会会員についても周知の程お願いいたします。

【対象省令・様式】

○家畜改良増殖法施行規則

別記様式第1～別記様式第3号、別記様式第5号～別記様式第12号、別記様式第14号～別記様式第23号、別記様式第25号～第27号、別記様式第30号、別記様式第31号

※ 本省令改正により、これらの様式の誤字脱字も修正しておりますが、内容に変更はありません。

○牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令

別記様式第1号、別記様式第2号

つきましては、改正省令の官報のPDFデータを全て送付しようとするとう容量になってしまうため、

当課所管箇所のみ抜き出した官報に入稿した原稿のPDF（実際の官報とレイアウトが若干異なりますが、内容は同じです。）と

今般改正した様式の改正後のPDFを共有いたします。

なお、附則にもあるとおり、

○施行前の様式により既に使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなされるとともに、

○施行の際既にある旧様式の用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができることとされております。

適宜提出先の都道府県の整理に従って提出していただけますようお願いいたします。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課

大久保 翠

TEL : 03-3502-8111 (代表) 内 4913

03-3501-3777 (直通)

PHS : 83130

FAX : 03-3593-7233

Mail : midori_okubo420@maff.go.jp
